

Ⅱ. 開かれた議会づくりの足どり（平成 11 年度～平成 21 年度）

年月	取 組 み の 概 要	
11	9 ・議案朗読の省略（議案の説明や質疑に重点配分）	
	12 ・傍聴者に会議（本会議）閲覧資料の配付（審議内容の明確な理解等を得るため）	
12	2 ・傍聴者に会議（常任委員会）閲覧資料の配付（本会議と同様に審議内容の明確な理解等を得るため）	
	3 ・予算説明書の朗読省略（効率的な議案説明の実施） ・町政執行方針に対する質疑の廃止（一般質問・予算審議との重複質疑を解消し、効率的な議会運営を図る） ・一般質問の一問一答方式採用（質問・答弁の議論の散漫防止と内容の充実。質問時間を 30 分から 45 分に延長）	
		・議会だより「一般質問」の簡素化（議会だよりの役割を明確化し、第 44 号から詳細は会議録に委ね、内容を要約して読みやすさを主体とした紙面づくりを実施）
		4 ・通知等の迅速化（議員が自費で FAX を設置し、通知連絡等の迅速化・発送費用の削減、発送事務の省力化を図る） ・会議録検索システム導入（会議録の配布を廃止、LAN によるデータベースの構築）（平成 17 年度で休止） ・本会議場のテレビ放映化（議場の会議状況を庁舎 1 階ロビーに放映し、一人でも多くの町民に行政（議会）に関心をもってもらい、町民主体の町づくりを図る） ・議会だより速報版の発行（これまでにない大規模な下水道事業の議論があり、特別委員会等の結果を 4 ページにまとめた速報版を発行）
	10 ・「議会運営委員会報告」を議事日程に追加	
	13	3 ・行政報告文書の配付（口頭報告では事項が多く確実な伝達とまらないため） ・包括的所管事務調査事項の採用（閉会中の突発的な調査に対応するため包括的な事項を毎定例会で議決） ・議会運営基準の制定（議会の透明性と適正化の推進） ・ビデオライブラリーの創設（議会の審議などに供するため、テレビの録画等により「ビデオライブラリー」を創設。現在、ビデオテープ 148 本 420 タイトルを所蔵）
4 ・議会ホームページの創設（会議録検索システムデータを活用した情報提供、執行者側に更新を依頼する方式）		
6 ・議員控室に書架を設置		
7 ・執行者より要請の「議員協議会」の公開（原則として議場を使用し、公開を基本として傍聴を許可、テレビ放映を行う） ・定例会直近の「協議・報告事項」の説明取止め		
8 ・「開かれた議会づくり」に向けた懇談会の開催（女性団体連絡協議会や傍聴者などの懇談会を開催し、議会に対する意見交換）		
9 ・一般質問答弁書の配付（答弁書を質問者に事前に配付して議論の充実を図る） ・議会開催周知の充実（議会だより、HP に加え、防災行政無線等での周知を実施）		
14		5 ・「市町村合併講演会」（池上洋通氏）を議会主催で開催
		7 ・各種団体との懇談会開催（「開かれた議会づくり」など議会に対する意見交換）
		9 ・議員定数問題について町民懇談会を開催（町民主体の議会という原点に立ち 2 名を削減）
15	4 ・会議録の業者委託廃止（委託額程度の予算により、会議録作成期間の短縮、議会・監査委員事務の効率化のため、臨時職員を採用。作成期間目標を設定）	

年月	取組みの概要
15	6 <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の削減（16人から14人に） ・長期欠席者に対する報酬・手当の減額措置を規定化（実施は改選後の9月から）
	8 <ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報の発行。議会は綾部町（宮崎県）の先進地事例を参考に検討し、選挙管理委員会に要請し実現。選挙運動用「はがき」活用の自粛を立候補者間で申し合わせ、大幅な経費節減となった。
	12 <ul style="list-style-type: none"> ・議会ホームページの独自更新方式による公開内容の充実と迅速化（行政視察報告、委員会資料等の事前公開）
16	2 <ul style="list-style-type: none"> ・「市町村合併講演会」（岡田知弘京都大学教授）を議会主催で開催
	6 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の傍聴を許可制から、本会議と同様「公開」と、委員会条例を改正 ・傍聴規制の大幅な緩和（これまでの傍聴者を取り締まる内容から、制限を大幅に緩和する規則に改正）
	10 <ul style="list-style-type: none"> ・法律の規定以外は、町長の附属委員会からすべての議員が辞退 平成9年4月から議員が辞退した委員会（表彰審議委員会、学校給食センター運営委員会、地域農政総合対策推進協議会、温泉健康保養センター運営委員会、公営住宅入居者選考委員会、総合開発計画審議会、国民健康保険運営協議会） 平成10年4月に条例廃止したもの（奨学生選考委員会、生活改善センター・福祉センター・漁村環境改善総合センター各運営委員会、町史編集審議会）
12 <ul style="list-style-type: none"> ・合併に関する町民懇談会の開催（福島・吉岡地区） 	
17	1 <ul style="list-style-type: none"> ・「議会の評価」を実施（議会・議員の活動評価は4年に一度の選挙だけという実態であり、等しく住民の代表として議員活動を行う必要が求められることから、客観的には困難な評価としながらもあえて議会・議員の評価手法を導入し、真の町民代表として資質向上を図り、その責務を果すための一助とした。）
	3 <ul style="list-style-type: none"> ・「議員の自己評価」を実施（目的は、「議会の評価」と同様）
	12 <ul style="list-style-type: none"> ・「議会の議決事件の拡大」自治法第2条第4項の「基本構想」と併せて「基本計画」を自治法第96条第2項の規定により議決事項として条例化 「議会の議決すべき事項を定める条例の制定」、「制定の説明資料」、「町村議会の活性化取組み事例」、「議決権の拡大資料（議会活性化研究会）」
18	3 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議終了後、議会運営委員会を開催し「議会運営全般」について問題点・課題等を毎回検討することとした。
	7 <ul style="list-style-type: none"> ・町民懇談会の開催 特別委員会などで検討し、平成18年の9月定例会に提案する予定の案件（議員定数の削減、報酬の減額、費用弁償の廃止、政務調査費の導入）などについて、広く町民の意見を聞き、開かれた議会の状況を知っていただくことを目的に開催。
	9 <ul style="list-style-type: none"> ・長期間検討してきた、次の事項を次期改選（19年9月）から実施することとした。 ①議員定数の削減（14→12人） ②議員報酬の削減（157→131千円） ③議員の費用弁償の廃止（町内の会議に限り廃止） ④政務調査費の導入（行政視察を廃止して、政務調査費が必要な議員に月額5千円支給）
	12 <ul style="list-style-type: none"> ・議会の権能を充実する地方自治法の一部改正の趣旨を踏まえ、会議規則等を改正。 ①会議規則の改正（委員会の議案提出権、電磁的記録による会議録の作成） ②委員会条例の改正（閉会中の委員の選任） ③町長の専決処分事項指定条例の制定（自治法179条の改正に伴う専決処分事項の明確化） ・福島町議会から選出している、渡島西部広域事務組合議員・渡島廃棄物処理広域連合議員による、それぞれの議会の結果を代表者が報告することとした。
19	2 <ul style="list-style-type: none"> ・「議会の評価」、「議員の評価」（18年分の評価結果）を公表（第2回目） 少しでもわかりやすくするため、「取組みの評価」の項目を追加。 また、前年の評価から、その反省点や課題などを目標とすることが望ましいとして「議員活動の目標（公約）」の様式を新たに追加し、公表。
	3 <ul style="list-style-type: none"> ・初めての「夜間議会」を開催 これまで、他議会の休日・夜間議会の状況を調査し、継続性がないことや質問時間

年月	取組みの概要
	等に対する制限をしなければならないことなどから夜間議会に変えた方策をしてきたが、町民懇談会などで強い要望があり、試行的に「夜間議会」を開催した。
5	<ul style="list-style-type: none"> 町民懇談会の開催 19年8月で任期満了となることから、これまでの4年間のあゆみと今後の課題・検討事項について広く町民の意見を聞き、併せて開かれた議会の状況を知っていただくことを目的に開催。 委員間討議の充実（試行） 委員会活動の充実強化を図るため、「委員間討議」の時間を設定して所管事務調査を実施。（改選後に本運用する）
6	<ul style="list-style-type: none"> 議員研修会（議員会主催）を開催 19年8月で任期満了となることから、4年間の議会改革の検証と求められる諸課題等についての研修会を開催。 福島町議会の活動評価、議員提案条例の紹介（草間 剛氏） 今後の議会改革の方向性（千葉茂明氏）
8	<ul style="list-style-type: none"> 議員選挙の投開票日を平日に実施 土日の期日前投票を活用することによる投票率の向上と、投開票事務の経費削減を図る目的で選挙管理委員会に議会が要望。 選挙公報の発行（第2回目） 15年に引き続き、第2回目の選挙公報を発行、公職選挙法で規定している「はがき」による選挙運動は全立候補者が活用しなかったことにより、経費の削減となった。
19	<ul style="list-style-type: none"> 初議会（臨時会）を土曜日に開催 9月1日（土）の任期初日に行われる議会構成等の大事な会議を、傍聴の利便や議員の認識強化などを図る目的で土曜日に開催。 議長、副議長選挙に伴う所信表明の実施 初議会の正副議長選挙の前に、議員協議会を開催して正副議長を志す議員の所信表明演説を実施。
	<ul style="list-style-type: none"> 改選後、今後の4年間の課題・方向性を全議員で確認 ①討論の交互廃止、②委員間討議の充実・強化、③委員外議員の参加、討議の充実、④議会白書の作成、⑤広報・広聴常任委員会の新設、⑥一般質問の時間制限の廃止、⑦「質問」の回数制限廃止、⑧議員研修条例の制定、⑨議員の口利き防止条例の制定、⑩傍聴人の討議への参加、⑪「質疑」の回数制限廃止、⑫議会による行政評価、⑬説明員の反問制度の導入、⑭通年議会制度の導入、⑮文書質問（質問主意書）制度の導入、⑯学識経験者等の専門的知見の活用等、⑰議会評価、議員評価の充実、⑱選挙期間における立会演説会・討論会の開催、⑲議会基本条例の制定
	<ul style="list-style-type: none"> 政務調査費の交付に関する条例の一部改正 次の2項目を改正した。①改選期の年の4月から8月の5カ月間の政務調査費は交付しない。②「補欠選挙」を「選挙」とする文言整理。
	<ul style="list-style-type: none"> 第2回マニフェスト大賞で最優秀成果賞を受賞 平成18年は「審査委員会特別賞」でしたが、2回目となるこのたび地方議会部門で「最優秀成果賞」を受賞。また、昨年引き続きベスト・ホームページ賞にも2年連続「ノミネート」。主催：ローカルマニフェスト推進地方議員連盟 / 共催：早稲田大学マニフェスト研究所 / 協力：ドットジェイピー / 後援：毎日新聞社
12	<ul style="list-style-type: none"> 「討論交互の原則」を廃止する会議規則の一部改正 活発な討論による意見表明を期待し、会議規則の「討論交互の原則」を廃止。（会議規則52条削除）
1	<ul style="list-style-type: none"> 「議会の評価」（19年分の評価結果）を公表（第3回目）
2	<ul style="list-style-type: none"> 「議員の評価」（19年分の評価結果）を公表（第3回目）7人が提出（定数12）。

年月	取 組 み の 概 要
20	<ul style="list-style-type: none"> ・「通年議会」等を試行 福島町議会活性化事項の試行に関する実施要綱（平成20年3月11日から9月30日）を制定し、次の項目について実施。 ① 通年議会制度 ② 質疑の回数制限の撤廃 ③ 説明員の反問制度 ④ 文書質問（質問趣意書）制度 ⑤ 傍聴人の討議への参加 ・「夜間議会」を開催（第2回目）傍聴者17人。昨年は51人。 ・議員研修条例の制定 経費の節減に努めるとともに、議員の資質向上と議会の活性化を図るため、議員研修条例を制定
20	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般質問」、「委員外議員」の制限を廃止 ①一般質問の回数・時間制限の廃止（会議規則・発言運用基準の改正） ②委員外議員の出席・発言に関する制限の廃止（会議規則の改正）
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・広聴常任委員会の新設 全議員の構成による「広報・広聴常任委員会」の新設（委員会条例の改正）
	<ul style="list-style-type: none"> ・公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針に関する決議 職員が外部から働きかけを受けた場合の対処方法として、「取扱要領」等の制定を要望する決議
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会ホームページの単独運用 議会独自のドメインを取得（http://www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/）
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の不当要求行為等を防止する条例（議員倫理条例）の制定 議員が政治倫理の高揚に努めるとともに、町民に信頼される議会づくりを進め、町政の健全な発展を図るため、議会議員の不当要求行為等を防止する条例を制定
21	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回マニフェスト大賞でベストホームページ賞を受賞 平成19年の「最優秀成果賞審査委員会特別賞」に引き続き、3回目となる「ベストホームページ賞」（地方議会部門）を受賞。 主催：ローカルマニフェスト推進地方議員連盟 / 共催：早稲田大学マニフェスト研究所 / 協力：ドットジェイピー / 後援：毎日新聞社
21	<ul style="list-style-type: none"> ・「議会の評価」（20年分の評価結果）を公表（第4回目）
	<ul style="list-style-type: none"> ・「議員の評価」（20年分の評価結果）を公表（第4回目） 定数12人中、7人が提出。また、議会活動の目標（公約）を7人が提出。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「夜間議会」を開催（第3回目）傍聴者14人。昨年は17人。
	<ul style="list-style-type: none"> ・【議会基本条例】を修正可決（賛成7人・反対4人）福島町議会基本条例を制定。 主な取組み。①わかりやすく町民が参加できる議会 ②しっかりと討議する議会 ③町民が実感できる政策を提言する議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・【議会基本条例の制定に関連する条例等】を整備 福島町議会基本条例の制定に併せて関連する条例等を整備。 ①福島町議会会議条例の制定（旧「委員会条例」、「会議規則」等の統合） ②議会議員の歳費、費用弁償等に関する条例の一部改正 ③福島町議会への参画を奨励する規則の制定（旧「傍聴規則」の全部改正） ④福島町議会事務局の組織に関する規則の一部改正 ⑤福島町議会の運営に関する基準の一部改正 ⑥議場における発言等に関する運用基準の一部改正
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例・関係条例等の施行（年度区分による通年議会含む） ①採決態度の明確化（議長口述による特定化）②政策等の事業評価（試行）
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・「総合計画」の基本目標と主要施策の議会提言（政策提言） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・議会インターネット映像配信を開始（ライブ・オンデマンド） 	
22	<ul style="list-style-type: none"> ・「夜間議会」を開催（第4回目）参画者23人。昨年は14人。 ・「福島町議会基本条例に関する諮問会議条例」を制定。